

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	六戸町

# 六戸町鳥獣被害防止計画

令和7年2月20日作成

令和8年3月4日変更

## <連絡先>

担当部署名 六戸町農政課

所在地 六戸町大字犬落瀬字前谷地60

電話番号 0176-55-4495

FAX番号 0176-55-4619

メールアドレス nosei@town.rokunohe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	六戸町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	—	—
ツキノワグマ	—	農家等からの報告がないため、被害実態が把握できていない。
ニホンジカ	—	農家等からの報告がないため、被害実態が把握できていない。
イノシシ	—	農家等からの報告がないため、被害実態が把握できていない。
アライグマ	野菜（スイートコーン）	被害はあるが、被害実態の把握ができていない。
ハクビシン	野菜（スイートコーン）	被害はあるが、被害実態の把握ができていない。
カラス	水稻、野菜（ニンジン、ダイコン、キャベツ、ゴボウ、ハクサイ等）	被害はあるが、被害実態の把握ができていない。
合計		—

(2) 被害の傾向

ニホンザル	農作物被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後、農作物被害が懸念される。
ツキノワグマ	農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後、人的及び農林業被害が懸念される。
ニホンジカ	農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後、農林業被害の発生が懸念される。
イノシシ	農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後、農林業被害や畜産関係への被害が懸念される。
アライグマ	農作物被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後、農作物被害及びビニールハウス被害が懸念される。

ハクビシン	農作物被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後、農作物被害及びビニールハウス被害が懸念される。
カラス	町内全域において水稲、野菜（ダイコン、ニンジン等）の生育期に、野菜の引き抜きや食害が発生している。また畜産農家牛舎に侵入しているとの報告があり、今後、農作物被害が懸念される。

### (3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
ニホンザル	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ツキノワグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カラス	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
合計	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>青森県猟友会六戸支部（以下、猟友会）会員により、カラス、ツキノワグマ等の出没時に銃器や箱わなによる捕獲を実施した。</li> <li>平成30年度から町内の狩猟免許保持者を増やすため、狩猟免許取得費用の助成を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会員の出勤回数の増加や高齢化などにより今後の出勤回数を増やすことが困難になっている。</li> <li>ツキノワグマは、捕獲した実績がないが足跡発見の情報は近年増加しており、猟友会会員の負担が多くなることが懸念される。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の設置については、被害区域が広範囲であることから実施していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の設置は被害区域が広範囲であることや設置及び維持管理にコストがかかるため困難で</li> </ul>

		ある。
生息環境管理 その他の取組	・被害報告のあった土地の所有者に対し、被害防止に関わる指導を実施した。有害鳥獣の報告等があり危険と判断した場合、防災無線での周知及び猟友会によるパトロールを実施した。	—

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣による被害が予想される場合には、町関係各課で構成する「六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会」を行い、相互に情報を共有・協議の上、地域住民への注意喚起を含め、迅速に初動対策を講じ、農作物被害等の防止・軽減に努める。</li> <li>・猟友会や六戸町鳥獣被害対策実施隊による対象鳥獣の追払いや捕獲を実施しながら、ハンターの高齢化対策として担い手の育成を推進していく。</li> <li>・捕獲体制の強化に向け捕獲機材を整備する。</li> <li>・町内住民、被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集に努める。</li> <li>・職員は、各種研修を受講し、習得した知識・技術をもとに、鳥獣被害対策の実施に係る地域住民への啓発活動を行う。</li> <li>・令和8年度から六戸町鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣駆除推進員の災害補償及び報償費を確保し、推進員の安全等の確保を行う。</li> </ul>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・六戸町は、「六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会」にて、鳥獣による災害事案発生時の初動的な連絡体制や活動体制を整え被害防止対策を講じ、猟友会、六戸町鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣駆除などを依頼する。</li> <li>・ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者による、ライフル銃を使用した大型獣の捕獲を実施する。</li> </ul>
---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲をする意思のある者に対して狩猟免許取得等にかかる費用を助成し、若手狩猟者など担い手の育成を図る。</li> <li>・大型動物や小・中型動物用の箱わなを実状に即して導入し、被害に即応できる効果的な捕獲を目指す。</li> <li>・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りをもとに、効果的な被害防止方法を検討する。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」、「六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会運営要綱」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

①ニホンザル

これまで捕獲実績はないが、目撃情報があるため、農作物への被害等が発生しないように、捕獲計画数を必要最小数とする。

②ツキノワグマ

これまで捕獲実績はないが、農林業への被害等を防止するため、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づきツキノワグマの捕獲を行う。

③ニホンジカ

これまで捕獲実績はないが、目撃情報があった場合には、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

④イノシシ

これまで捕獲実績はないが、目撃情報があった場合には、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

⑤アライグマ

外来生物であることから、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

⑥ハクビシン

外来生物であることから、地域への定着を防ぐために積極的に予察捕獲を行い、可能な限り捕獲する。

⑦カラス

令和2年度～令和3年度の捕獲実績は多かったが、その後やや減少傾向にあるため、積極的な捕獲を行うこととするが、捕獲計画数を80羽から30羽に変更する。

【過去の捕獲実績】

対象鳥獣	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
ニホンザル	—			—	—	—
ツキノワグマ	—			—	—	—
ニホンジカ	—			—	—	—
イノシシ	—			—	—	—
アライグマ	0頭	3頭	8頭	9頭	1頭	8頭
ハクビシン	1頭	2頭	8頭	2頭	4頭	4頭
カラス	70羽	22羽	0羽	0羽	21羽	23羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ツキノワグマ	必要最小数	第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の基準による	
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	80羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：カラス等  捕獲手段：銃器  実施期間：春～秋  実施場所：農作物被害のあった周辺において、関係団体と協議し二次災害の危険等を考慮した上で、捕獲に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ  捕獲手段：わな（ツキノワグマについては箱わなに限る。以下同じ。）、銃器  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）  実施場所：ツキノワグマについては第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づき、その他の鳥獣についても農林業被害が確認され、捕獲の必要性が生じた場合には周辺の住環境等を考慮しながら、捕獲に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ニホンザル、アライグマ、ハクビシン  捕獲手段：わな、銃器（ライフル銃を除く）  実施期間：通年（ただし、狩猟期間及びその前後15日間を除く）  実施場所：捕獲の必要性が生じた場合には周辺の住環境等を考慮しながら、捕獲に適した場所を設定する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
六戸町	なし（権限移譲済み）

#### 4. 防護柵の設置に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	—	—	—

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
—	—	—	—

#### 5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ニホンザル アライグマ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物被害等の情報収集および被害状況の調査を町職員が実施。</li> <li>・農家や住民等による「地域ぐるみの鳥獣被害防止対策」の実施に向けた助言等を町職員や猟友会、六戸町鳥獣被害対策実施隊が実施。</li> </ul>
	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物被害等の情報収集および被害状況の調査を町職員が実施。</li> <li>・農家や住民等による「地域ぐるみの鳥獣被害防止対策」の実施に向けた助言等を町職員や猟友会、六戸町鳥獣被害対策実施隊が実施。</li> <li>・地域住民への普及啓発活動を町職員や猟友会が実施。</li> <li>・目撃及び出没の多い地域で猟友会がパトロールやわな設置を実施。</li> </ul>

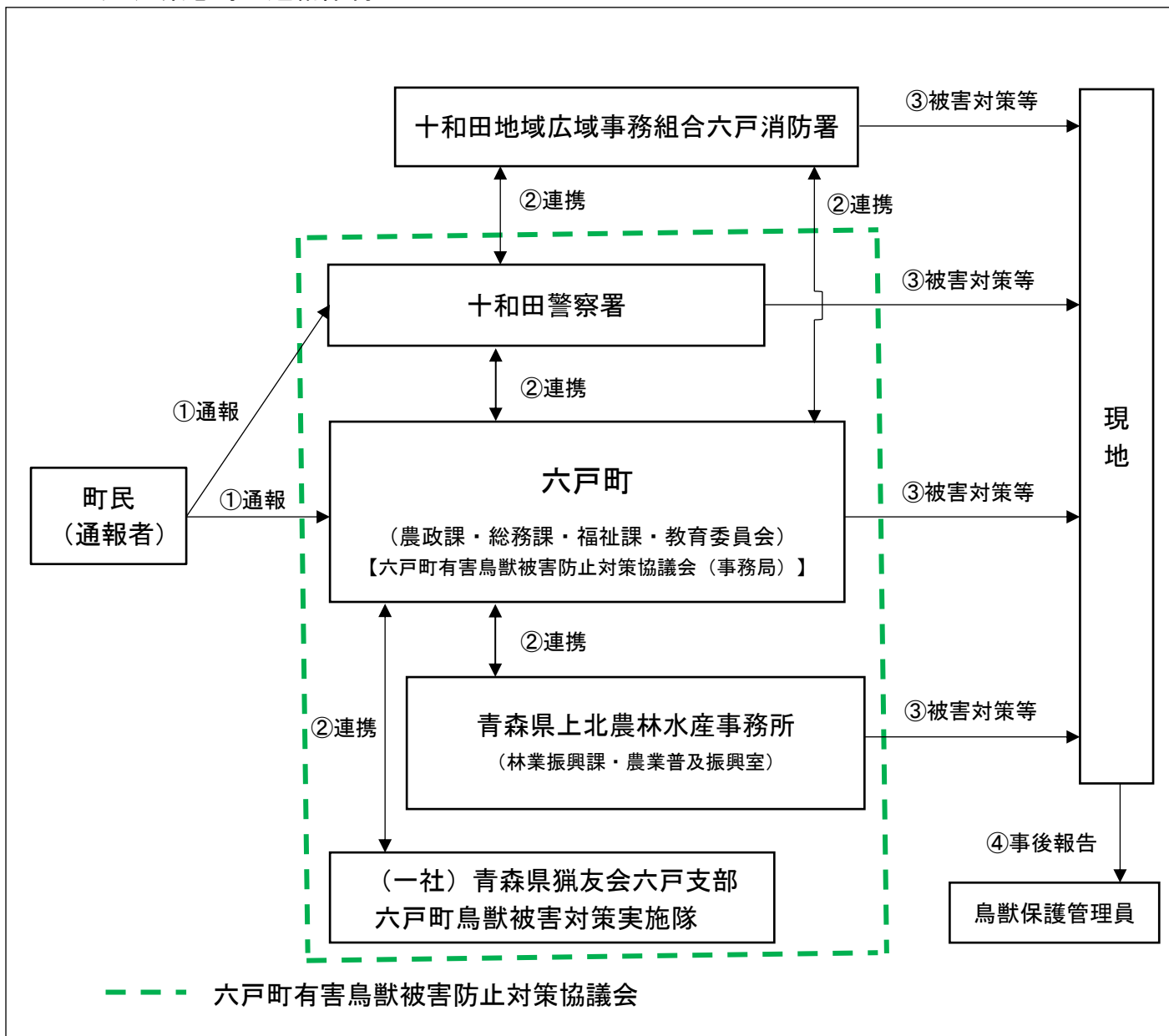
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
六戸町農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場確認等</li> <li>・防災無線、広報による注意喚起</li> <li>・猟友会、十和田警察署への出動要請</li> <li>・近隣施設等への情報提供</li> <li>・六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会(事務局)</li> </ul>
(一社)青森県猟友会六戸支部 六戸町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見回り、現場確認等</li> <li>・捕獲対応</li> </ul>
十和田警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場確認等</li> <li>・銃器等の取扱い指導、助言等</li> </ul>

青森県上北農林水産事務所（林業振興課・農業普及振興室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町と連携した対応を図る（被害状況の把握、町との情報共有等）</li> <li>・町への指導、助言</li> </ul>
十和田地域広域事務組合六戸消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害発生時に対応</li> </ul>
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町と連携した対応</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。  
 なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。  
 また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
六戸町農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場確認等</li> <li>・ 防災無線・広報等による注意喚起</li> <li>・ 猟友会、十和田警察署への出動要請</li> <li>・ 近隣施設への情報提供</li> <li>・ 六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会（事務局）</li> <li>・ 協議会に関する連絡・調整</li> </ul>
（一社）青森県猟友会六戸支部 六戸町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場確認・巡回等</li> <li>・ 捕獲、捕殺等</li> </ul>
十和田警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場確認・巡回等</li> <li>・ 銃器等の取扱指導・助言等</li> </ul>
青森県上北農林水産事務所（林業振興課・農業普及振興室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町と連携した対応（被害状況の把握、町との情報共有等）</li> </ul>

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
おいらせ農業協同組合	・ 農作物被害に関する情報提供
林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署	・ ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・ 被害防止対策の助言 ・ 林業被害に関する情報提供
上十三地区森林組合	・ ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・ 林業被害に関する情報提供
上北森林組合	・ ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供 ・ 林業被害に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和8年度から六戸町鳥獣被害対策実施隊を令和8年4月1日より設置する。  
実施隊の活動内容は、有害鳥獣の目撃及び出没の多い地域のパトロール、わなの設置・捕獲。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。  
また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

## 六戸町鳥獣被害対策実施隊 体制図

